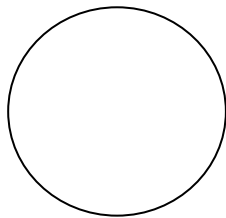


受付印



児童手当 額改定認定請求書

草加市長 あて

提出年月日	※受付確認年月日
令和 . .	令和 . .

受給者	(フリガナ)					住所	草加市		
	氏名						電話 ()		
	性別	男・女	職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者		生年月日	昭和 . . 平成 . .		

増額または減額の別	増額 . 減額
-----------	---------

増額又は減額の原因となる児童

氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	別居の場合の住所	監護の有無	生計関係
		平成 . . 令和 . .	同・別		有・無	同一・維持
		平成 . . 令和 . .	同・別		有・無	同一・維持
		平成 . . 令和 . .	同・別		有・無	同一・維持
		平成 . . 令和 . .	同・別		有・無	同一・維持
		平成 . . 令和 . .	同・別		有・無	同一・維持
		平成 . . 令和 . .	同・別		有・無	同一・維持

増額した理由	ア. 出生 イ. その他()
--------	--------------------

減額した理由	ア. 児童の国外転出(留学を除く) イ. 死亡した ウ. 監護しなくなった エ. 生計を同じくしなくなった オ. 生計を維持しなくなった カ. 里親への委託・施設に入所した キ. その他 ()
--------	---

事由の発生した年月日	令和 . .
------------	--------

※備考	※認定・改定・却下年月日	※改定年月	※児童手当の児童数	※手当月額
	令和 年 月	令和 年 月	人	円

- ◎ ※印の欄は記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書(かいしよ)ではっきり書いてください。
- ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
なお、児童手当の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 「氏名」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 3 「住所」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 4 「性別」、「職業」、「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 6 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 7 「減額した理由」の欄は、「ア」から「キ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。
- 8 「事由の発生した年月日」の欄は、「6」又は「7」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 9 この請求書には、児童手当の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公募等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市長が確認することができる場合は、当該書類は省略することができます。
 - ① 児童が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - ② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑧ 3歳に満たない児童がいる受給者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類